

平成 27 年 10 月 20 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 渡邊 昌一郎

弁護士に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市の顧問弁護士と顧問弁護士以外に関わる弁護士について

2 質問の要旨

- 鎌倉市の顧問弁護士 3 人以外の弁護士に、弁護士相談をしていると聞き及んでいるが、何故、顧問弁護士以外の弁護士に相談しているのか。

3 答弁を求める者

鎌倉市長

4 答弁の期限

(平成 27 年 10 月 30 日まで) ・ 無

(理由 :

)